

《研究ノート》

生協法成立前後の生協運動

下 野 克 巳

目 次

1. はじめに
2. 『生協法のはなし—その成り立ちと歴史—』から
3. 『日本生活協同組合連合会25年史』から
4. 『日本協同組合新聞』（復刻版）から
 - 1) 1947年末頃までの生協運動
 - 2) 1948年初頃からの生協運動
5. むすびにかえて

1. はじめに

この研究ノートに関心を持って下さった方々にはあらためていうまでもないことであろうが、今年の1998年という年は、「消費生活協同組合法」（つまり「生協法」）が制定・施行されて50周年という、戦後日本の生活協同組合運動にとって記念すべき歴史的な年なのである。私も1998年が記念すべき歴史的な年であることは認めているものの、2年前の拙稿の「戦後日本の生協運動の概観—イギリスの生協運動との比較—」の第3章で、消費生活協同組合法による規定について少しだけ触れたが、その時から日本の生協法には生協運動を積極的に位置付けて保護・育成しようという性格よりもむしろ制限・束縛するような性格のほうが強いのではないか、というかなりはっきりした疑問を持つようになっていた。そして生協運動に関心を持つ現代日本経済史

の研究者としては、出来るだけ早い機会にその問題について検討をしておく必要があるのではないかと思うようになっていた。ちょうど良い機会を与えられた本稿では、第二次世界大戦以後半世紀を超える歴史を持ちまもなく21世紀を迎えようとしておりしかも現在の1990年代長期不況のなかで再生が迫られている、戦後日本の生活協同組合運動の発達史を研究する視角を明確にしていく作業の一環として、いわばその初心の時期ともいべき生協法成立前後の日本の生協運動について少し考察してみようと思う。

ところで、50年前の1948年12月には岡山大学の前身校の一つである第六高等学校に共済会という組織があり、そこに全国学校協同組合連合会（旧学校制度の時期のもので現在の全国大学生生活協同組合連合会のいわば前身にあたる組織）の山陽地方本部があったことが『日本生活協同組合連合会25年史』の17ページなどに記してあり、その問題も現在岡山大学生生活協同組合の理事長をしている筆者としては大変興味のあることなのであるが、坂本忠次教授の退官記念号である本号に掲載するためには、それを考察する資料も時間もほとんどなかったので現時点ではそのことは不可能である。そしてまたその問題の解明のためにはそれ以前の作業として、戦後の岡山県の生協運動の歴史や大学生協運動の歴史について考察して、その問題を位置付けられるような基盤・環境を整理しておくことも必要のように思われる。

それ以前の何回かの設立運動にはここでは触れないとしても、現在の岡山大学の生協運動に関して少しだけ述べておきたい。1984年春頃からの10年余りという比較的長い時間と多くのエネルギーと粘り強い協力・支援を必要とした生協設立運動がようやく突って、岡山大学生生活協同組合は1994年12月に創立され、日本の大学生協運動のメンバーについに加わった。この1994年12月という時点は、同年7月が岡山県地域の代表的な市民生活協同組合である「おかやまコープ」の再建後二十周年の年であるというだけでなく、世界の近現代生協運動の原点とされているイギリスの「ロッチデイル生協」の最初の小さな店舗の開店の時点からまさに150周年であって、イギリスばかりで

なく多くの国から集まった協同組合運動に関心を持っている人々によって記念行事が盛大に行われていた時であった。

そしてその結果、いわば前身にあたることになった岡山大学共済会の直営部門の事業を（併せて幾つかの業者の事業は委託部門として）1995年4月から受け継いで開業し、岡山大学津島地区の過半数（1996年度新入生からは90%程度）の学生と教職員が出資金を払って組合員となった。さらに小坂二度見学長をはじめとする岡山大学当局者の並々ならぬ努力もあり、文字どおりみんなの永年の念願であった新福利厚生施設の建設が始まり、1997年4月には3階建ての岡山大学北福利施設（マスカット・ユニオン）での開業を、そして1998年9月には4階建ての岡山大学南福利施設（ピーチ・ユニオン）での全面的開業をスタートさせた。つまりこの1998年の秋に、岡山大学生活協同組合の基本的構成は組織運動の側面だけでなく事業店舗の側面においても、日本の生協法成立50周年という記念すべき時点で出揃ったのである。

2. 『生協法のはなし—その成り立ちと歴史—』から

本書は、日本生活協同組合連合会（以下では日生協と省略することもある）編著で1998年にコープ出版から発行された80ページの小冊子であるが、「第1章 生協法のあらまし」、「第2章 生協法ができたころ」、「第3章 生協法の50年」の三つの章で構成されている。

全体の半分近くの分量を占めている「第1章 生協法のあらまし」では、総則、事業、組合員、定款と規約、役員、総（代）会、会計と開示、監督など、101条まである生協法を八つの部分に別けて内容のあらましを解説している。その際に、イギリスの産業・節約組合法やドイツの協同組合法との国際的な比較および農業協同組合法や水産業協同組合法など国内の他の協同組合法との比較を行っていて、現在の日本の生協法の特質・問題点などを分かり易くする工夫がしてある。

第2章と第3章とに戦後日本の具体的な生協運動と生協法の制定・改定との関係が書かれている。「第2章 生協法ができたころ」では、敗戦直後の生協運動の復興、生協法制定運動の開始と日協同盟案、生協法制定運動の経過、生協法の成立の四つの項があり、主として敗戦直後から1948年の生協法の制定までの動向を記している。日本の初めての生協法が制定されていく過程は、アメリカを中心とする連合国総司令部の占領政策の重点が当初の非軍事化・民主化推進から反共的な資本主義復興へと転換していき、日本国憲法の施行後の第1回の総選挙により社会党が第1党となったが、保守政党と妥協的で不安定な社会党・民主党・国民協同党の3党連立内閣が成立・継続したという、複雑な情勢であった。そして敗戦直後から、国民生活が飢餓・物不足・配給・ヤミ・インフレなどに悩まされるなかで続々と生活協同組合が再建・結成されていったものの、そのほとんどは小規模で基盤の弱い未熟なものであったとされている。そうした当時の生協運動のナショナルセンターとしての日本協同組合同盟を中心に生協法制定運動が意欲的に取り組まれたが、中小商工業者による制定反対運動や保守勢力の生協運動規制政策などもあり、最初に制定された生協法は日本の生協運動を積極的に保護・育成するというよりはむしろ制限・束縛する性格の強いものであった。それは、あたかも当時の激しい社会の嵐の海に翻弄される小舟を放置しておくような状態、ではなかったかとも思われる。

会期切れ直前に審議不十分のまま制定され、「次期第三国会において改めて生協法を検討し、必要な改正を行う旨の申し合せが行われ」（55ページ）たこと、また「第3章 生協法の50年」にもあるように、「社会党・共産党・国民協同党・労農党の各党は、日協同盟の申し入れや懇談会の中で生協法改正に対する積極的協力を約束してい」（59ページ）たこともあり、この生協法に対しては生協運動推進の側から、制定時はもちろんのこと制定直後から改正要求運動が取り組まれた。しかし、改正といえるよう前進的な成果は1953年に「消費生活協同組合資金の貸付に関する法律（貸付法）」が制定された

(60ページ) ことと、1954年改定に「連合会の経済事業に関する地域制限を撤廃すること」が取り入れられた(61ページ)程度に過ぎなかったようである。その主因としては、その当時の全国各地のほとんどの生活協同組合はもちろんのこと、生協運動のナショナルセンターとしての日本協同組合同盟やそれを引き継いだ日本生活協同組合連合会も、主観的な運動意欲は大変旺盛であったとしても、社会的な評価や客観的力量としてはまだ小さな存在であったことであり、その後の日本の政治的・社会的民主主義の立ち遅れによる部分も大きい。

生協法成立前後の生協運動に直接的に関係する部分は、第2章全体と第3章の「1. 貸付法の制定とはじめての本格的改正(～1954年)」との正味20ページ足らずの短いものではあったが、この時期の日本の生活協同組合運動自身とそれをとりまく政治的社会的情勢および「消費生活協同組合法」の問題点などがよく分かるので、少しだけであるがまず本稿の導入部分として検討しておいた。

3. 『日本生活協同組合連合会25年史』から

日生協25年史編集委員会編で日本生活協同組合連合会自身により1977年に発行された本書は、「日本生協連の通史としては最初の試みである」(例言)が、「第1章 生協運動の再建(1945～1950)」、「第2章 日生協の創立と労働者の自主的な福祉運動の創設(1951～1955)」、「第3章 生協運動の各分野の基盤の確立と反生協運動の発生(1956～1960)」、「第4章 流通『近代化』と日生協の組織的整備(1961～1965)」、「第5章 消費者運動の高揚と生協運動の飛躍の高揚(1966～1970)」、「第6章 組合員活動の発展と生協への期待の高まり(1971～1976)」、「終章 新たな発展をめざして」という、基本的には六つの章で構成されている本編と、興味深い多くの史資料と座談会との資料編とに別かれており、800ページを悠に超える大冊である。そして資料編

は当面別にしておくとするならば、本編で生協法成立前後の生協運動に関係するのは第1章と第2章とであり、本稿でもその二つの章に限って考察しておこう。

まず「第1章 生協運動の再建（1945～1950）」では四つの節があり、深刻な食糧危機と激しいインフレーションによる生活危機の下で全国各地で様々なかたちの生活協同組合の再建・結成が取り組まれるとともに、終戦3ヶ月後の1945年11月に日本協同組合同盟が賀川豊彦を会長に日本の協同組合運動全体の団体および個人の同志的結合体として格調高く出発し、それらの生協運動のナショナルセンター的機能も果たしていくことと1946年5月5日に「日本協同組合新聞」第1号を発行したこと、当時の生協運動の課題としては戦後統制経済と生活物資不足の下で食糧獲得闘争と荷受権・配給権の獲得運動に取り組むとともに生協法制定促進運動を展開する必要があったこと、さらに生協法が成立したことがむしろ生活協同組合の資金難を厳しくすることになり1949年のドッジ・ラインの下で生協運動が危機的状態に陥ったこと、大学生協の再出発や学校生協の胎動そして労働組合運動など民主的諸運動との連携についても記されている。

つぎに「第2章 日生協の創立と労働者の自主的な福祉運動の創設（1951～1955）」には、「第1節 日生協の創立とICAへの加盟」と「第2節 労働者の自主的な福祉運動の創設」の二つの節がある。第1節では、占領政策の農地改革に対応した農業協同組合法案制定の動きなどから発足後7ヶ月で生活協同組合運動中心の新運動方針を決定することとなった日本協同組合同盟は、「日本協同組合新聞」も1950年4月25日の第107号を最後に廃刊に追い込まれるなどドッジ・ラインの下で各地の生協運動以上に弱体化してしまったこと、そして欠陥の多い「消費生活協同組合法」の下でドッジ・ライン不況と朝鮮戦争景気という激しい社会経済的変動に直面している日本国民の生活協同組合の新しい全国連合会として日本生活協同組合連合会（日生協）が1951年3月20日に賀川豊彦を初代会長として創立されたこと、問題点を持ち

ながらも多くの生活協同組合が発展期に入りつつあったことと実働生協の半数近くでしかも主要生協のほとんどを含む生活協同組合が日生協に加入していくこと、1952年1月に日生協のICA加盟が承認されたことなどが記されている。

第2節では、勤労者自身の金融機関としての労働金庫が1950年の岡山県と兵庫県を先頭に1951年から55年にかけて（1953年10月には労働金庫法の施行）全国的に設立されていったこと、1950年から51年にかけて発生した地域勤労者生協が全国的に1954年ころから急増して生協運動発展の牽引車となっていくこと、1949年ころから生協法に基づく共済事業が開始されるが労働者共済生協の本格的な発展は1950年代後半になること、1950年以後とくに52年秋の炭労のストライキを契機に北海道・九州各県・福島県・山口県に炭鉱生協が生まれ1954年11月に炭鉱生活協同組合中央連合会（炭協連）を創立したことなどが生協法設立前後に関連することとして記されている。

生協法成立前後の生協運動に直接的に関係する部分は、第1章と第2章とで160ページもあり、大学関係の生協運動や岡山県地域の生協運動などのとくに筆者の興味をそそる部分を含めて実に多様な分野にわたる生協運動関係の叙述がされていて、もっともっと本格的な考察・分析をしないと簡明には表現できないのを承知して、今回は上記の極めて簡単な要約だけで深入りは止めて、本稿ではつぎの『日本協同組合新聞』関係の部分を出来るだけ詳しく述べることにしたい。

4. 『日本協同組合新聞』（復刻版）から

『日本協同組合新聞』自身は、「第二次大戦の敗戦から間もない1945年11月18日に賀川豊彦を会長として創立された」日本協同組合同盟が、「その機関誌として1946年5月5日に創刊」し、「1950年4月25日第107号を以て終刊」としたものであり、生協法成立前後の生協運動を考察するためには不可欠な

第一次史料とされていた。幸いなことに御茶の水書房が1946年5月5日の第1号から1950年4月25日の第107号まで欠号なしで全部をまとめて一冊に収録した『日本協同組合新聞』の復刻版を1988年6月に刊行してくれたので、本稿ではそれに基づいて1948年の生協法成立（7月30日制定・10月1日施行）前後の生協運動とその社会的環境について検討してみよう。

1) 1947年末頃までの生協運動

巻頭に収録されている1945年11月18日の日本協同組合同盟創立総会の宣言・規約・役員名簿の付いている日本協同組合同盟趣意書の綱領の冒頭には、「我等は協同組合による都市農村漁村協同体制の確立に努め食糧及住宅問題を解決し以て民衆生活の安定確保と新日本文化の昂揚を期す」と記されており、それに続く三つの柱とあわせて考えると生活協同組合のみならず協同組合運動全体の総合的発展を基礎として、戦後日本の国民生活の安定確保と自主的・民主的・国際的・文化的な発展を目指していることが判る。

1946年5月の第1号・第2号には、食糧危機とインフレの進展に国民が苦しめられるなかで「ほうはいと昂まる協同組合運動の波」という第1号の一面トップの見出しにもあるように、全国の各地域・各分野で生活協同組合を中心とした協同組合運動の組織化・連合化が進展していることが多く見られるが、同時に民主的な協同組合法といっても農業協同組合法・生活協同組合法と分けて検討されていることも記載されている。そして後者のことは、日本協同組合同盟の臨時総会を1946年6月23日に開催して「昭和21年度運動方針」に基づく「当面の活動目標」としてもっぱら生活協同組合関係のことを掲げることにより、日本協同組合同盟の基本的性格が協同組合運動全体ではなく生活協同組合運動のナショナルセンターになっていくという方向が明確に示されたように思われる。

そのため1946年7月20日の第6号では、「協組法を一本に、縄張り立案は組合分立の因」という主張が記載されているが、基本的な動きは「錯雑せる

現実の経済・社会情勢に即応して、生活農業工業夫々の特殊性に応じた現実的具体的個別法を作成すべきである」ということになり、「生活協同組合法日協同盟案骨子」が作成され、「急速に実現運動」に取り組んでいくことになっている。そうはいつてもその後の紙面から、生活協同組合運動以外の協同組合運動や労働運動・農民運動などの勤労者層の民主的諸運動との連携状態が消えていくわけではない。そして現在の生協運動との関係では、1946年8月の第7号と第8号との2回にわたる記事として6名の女性を中心とした座談会「婦人と協同組合」が大きく掲載されていることや、それ以後も「婦人・婦人部」関係の記事が多くなっていることに注目すべきであろう。

ところでその農業協同組合法はやや手間取って翌年の1947年11月19日に公布されるが、1946年10月の第12号と第13号との2回にわたる座談会「農村生活の協同化」の記事とともに、農村生活協同組合や農民協同組合が「各地に台頭」して村政の改革と農民生活の確立や農業会の解体・民主化を目指していることが分かる。また「農村生活の協同化」の後半では医療協同組合のことが取り上げられていることも注目しておきたい。

日本協同組合同盟創立一周年記念で3回にわたって掲載された座談会「協同運動の展望」では、数多くの課題が取り上げられているが最大の見出しはそれぞれ「まづ進むべき目標は官僚的組織の打破、インフレ昂進と組合の対策、われわれ自身の力で金融機関をつくれ」となっていたし、同時に行われた「労・農・市民鼎談会」では「労・農・市民の団結は強力な“物”の裏づけ」となっており、生活的・経済的諸課題に民主主義の強化と労働者・農民・市民の団結で取り組もうとしていることがよく分かる。また、1947年2月15日の第21号の見出しで「町会廃止と協同組合の方針—民主的配給は協組で、旧勢力を一掃民衆生活の確保へ」とあるように、1947年4月から町内会・部落会が廃止されその後に本当に民主的な組織が作られるように生活協同組合が活動すべきことが強調されている。

1947年6月の第二回総会で論議された「昭和22年度日協新運動方針（案）」

には、「生活必需物資の取扱権の獲得、生活協同組合の組織の整備強化、生活協同組合の経営実態の強化、生活協同組合の自己生産の拡充強化、資金の融通等金融面の打開、婦人の組合活動への動員、教育訓練の実施と協同文化施設の充実、統計・資料の蒐集と調査・研究、生活協同組合法の即時制定、民主的農漁業協同組合の促進、啓蒙宣伝活動の強化、各種協同組合の連携強化、国際協同組合運動との提携」の課題が示されていた。

そして1947年7月5日に結成大会の行われた保証責任購買利用組合全日本生活協同組合連合会（略称、全協連）については、7月15日の日本協同組合新聞の第34号の見出しで「全国を結ぶ事業機関、四千組合の団結なる」とされており、四千組合の詳細な実態はともかくとしても、その定款の冒頭に「第1条 本会は憲法第25条にもとづき協同互助の精神により自由平等議事（？判読不能一筆者）均等を以て遍く国民の福祉を益すため左（以下に示す一筆者）の事業を行ふのを以て目的とする 1. 所属府県連合会（以下所属連合会と称す）の購買する物を買入れてこれに加工し若くは加工しないで又はこれを生産して所属連合会に分配すること 2. 所属連合会に必要な設備を利用させること 3. 国際協同組合貿易をすること 4. 前各号の事業執行上必要な付帯事業をすること」と記され、いわば全国の生活協同組合の事業活動面のナショナルセンターとしての役割をするものと期待されていた。そして名誉会長は賀川豊彦（日協本部）で会長が田中俊介（兵消連）となっていた。

そのつぎの7月25日の第35号では、「生協法案いよいよ国会へ、社会党はじめ各党共同提案か、通過を期し署名運動展開」とか、「全国にわきあがる生協法制定促進請願百万人署名運動」の記事が目立っており、9月15日の第39号では「生活協同組合法案の事情を述べ衆参両院議員諸氏に訴う」との日本協同組合同盟中央委員長藤田逸男の訴えや日本協同組合同盟案の「生活協同組合法案」が大きく掲載されているし、生協法制定促進運動は様々なかたちで展開されていたものの、社会党・民主党・国民協同党の連立で社会党首班

の片山哲内閣では「臨時石炭鉱業管理法」（いわゆる炭鉱国家管理法）が優先されて、農業協同組合法は制定されたにもかかわらず、生活協同組合法案は1947年内には制定されなかった。

2) 1948年初頃からの生協運動

そうなると1948年の日本の生協運動の課題は、1月1日の第49号の冒頭の新年の辞にあるように「(協同組合の)金融機関の設立と生協法確立へ」ということになる。そのためには「今年の展望」で指摘されているように、生協の各府県の連合会が確立され労働組合など民主勢力との提携を進めること、組合員の切実な要求を基盤とした日常の事業活動と結びついた教育組織活動を重視すること、各生協が道理と節度を持った運動により事業経営体としても確立されることなどが大切なのであった。1月20日の第51号には、1947年5月を基準として厚生・農林両省が生活協同組合の組織状況を調査した結果が記載されている。北海道・岐阜・滋賀・島根・沖縄の数値が含まれていないものであることを念頭に置いて見なければいけないが、地域生協の組合数が1797で加入者数は214万6382名で、職域生協の組合数が834で加入者数は52万5106名となっており、合計では組合数が2631で加入者数は267万1488名（うち認可組合は538とされている）であった。

1948年5月6・7日に開催された日本協同組合同盟の第3回総会と全国大会では、5月20日の第59号によると、第1日の総会は「個人会員廃止を決定、組織の上に立つ、経済的平和運動の展開へ！」で、第2日の大会は「生協法の獲得と金融面の打開へ」と「規約の一部改正、個人会員削除と会費規程」との見出しになっていた。そして5月30日の第60号には、「第一 この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を育成し、以て国民生活の安定と生活文化の向上を図ることを目的とすること」で始まる厚生省社会局の「消費生活協同組合法要綱案」と、「法案の国会提出決まる、なお楽観を許さず全国の大衆運動をまき起こせ」との記事が掲載されていた。そして6月15日に

は生協法制定促進消費者大会が意欲的に開催されている。

ようやく1948年7月10日の第63号は、「生協法ついに成立、さらに修正・要望貫徹運動へ、施行は十月はじめか—全国消費者大衆の注視的であった消費生活協同組合法案は第二国会の最終日五日午後十一時五十分参議院本会議を通過、閉会寸前に成立した、同法は過去一年余に亘るわれわれの運動の結果制定されたものであるが、内容はその要望にかかわらず全くの骨抜き法になった、全文別項の通りであるが、われわれは参議院厚生委員会の『来国会における修正云々』の申合せを有利に展開するよう直ちに運動をおこすと共にこれを橋頭堡として次の飛躍をめざして万全の準備をしなければならない、施行は大体十月初旬の模様であるが、いづれにしても生協運動の単独法が出来たことは画期的なことで、これを如何に運動の武器にするかは今後の課題である」との記事をはじめ、制定された「消費生活協同組合法」の全文と関連記事で満ちていた。

そして7月20日の第64号と7月30日の第65号とは、従来の産業組合法との違い（「どこが進歩し、どこが骨抜きになったか」）や「経過規程について—従来の購買利用組合が生活協同組合になるには—」や「生協にも賦課される」法人税・所得税・事業税と取引高税（これは9月1日から）や生協法の内容解説などの記事があふれていた。1948年の8月と9月の記事では、制定されたばかりの生協法の不備の批判や改正運動の訴えや取引高税への反対とともに、「消費生活協同組合法施行規則（案）」の紹介や「生活協同組合定款例草案」などの対応策が目立っていたが、「消費生活協同組合法」は10月1日から実施となった。

1948年11月25日の第73号は「11月18日—日本協同組合同盟創立三周年記念」号であり、中央委員長の藤田逸男の「日協創立満三年の日に」との挨拶の一部分をやや長い引用しておこう。「さて、わが日協のこの三年間の存在価値は、彼の政令第十五号のチャンスを手握りて起上り立法運動を起し、遂に不完全不満足ながらも消費生活協同組合法という単独法を獲得したという

一点に注中せられた。若しわが日協なかりせば斯るチャンスは掴めなかったであろう。随ってわが日協には、この不完全不満足な法を今後完全な、そして満足な法律とせねばならぬ義務が生じたのである。然しこの継続すべき立法運動は、単に日協だけの力では現実のところまでが関の山で、それ以上は日本の生協組織全体が一体となって打っ突かって行かねば実現されない事情が明かにされた様である。故に来るべき第四年以降の運動の展開に於て、各地生協の個々が、真に一つの結集を遂げて此の運動を推進せられるよう熱望して息まない。而していま日協が直面している最大問題の一つは、わが生協の金融機関を闘い取らねばならぬ事であり、又今一つの問題は、わが日協をして、自ら闘い取った生協法に基づいて、之を全国生協の中央機関たらしむるか否かに在る。而して法の改正と云い、金融機関の問題にしても中々容易な問題ではない。どうしても全国機関の必要に迫られている。

つまり生協法が施行されて以後の日本の生協運動にとっては、依然として金融機関と個々の生協の金融の問題は解決されていない重要課題であり、1948年12月から1949年1月にかけての衆議院の総選挙と関連させて生協法の改正運動の強化が叫ばれていた。しかし総選挙の結果は、「生協組に信用事業を許すか、生協組の全国事業連合会を認めるか、生協組へ融資の道を拓くか、生協組に対する不当課税に反対か」の四つの争点のすべてに「否」の吉田茂の民主自由党が全体の6割を超える議席を獲得してしまい、すべてに「イエス」の共産党も4議席から35議席に躍進したが、社会党と国民協同党とがそれぞれ議席を半分以下にまで減少させるという惨敗となり、「経済安定九原則」の実行や「ドッジ・ライン」の実施とともに、生協運動側の資金難打開の方途は一段と厳しいものとなった。

1949年4月25日の第87号では、「生協えの融資順位を改正、組合の運転資金は“乙”え、物品販売業から除かる一闘いの成果！」の大きな見出しがあり、「通牒の要旨 一、消費生活協同組合の運転資金の中生活必需物資の取得に要する資金に付ては産業別貸出優先順位表のもので運転資金の『乙』とす

ること 二、右融資の期間は最長二ヶ月とすること」との記事が掲載されているが、1949年5月下旬に第四回総会を開催した日本協同組合同盟や『日本協同組合新聞』自身ならびに全国各地の多くの生活協同組合は、国会通過を期待していた生協法改正案が握り潰されてしまい、苦しい状態を抜けられる展望が開けていなかった。とくにこの『日本協同組合新聞』は、1948年1月の4回は特別としても、普通は月に2～3回発行されていたのに、1949年の6月と12月は1回も発行されず、10月と11月とは1回ずつの発行のみという風前の灯火のような状態に落ち込んでいた。そして1950年1月から4月までの4ヶ月間は再び月2回発行に戻ったものの、1950年4月25日の第107号が最後の発行となってしまったのである。

5. むすびにかえて

生協法成立前後の日本の生活協同組合運動の数値的把握は、生協運動のナショナルセンターとしての日本協同組合同盟ばかりでなく全国各地の単位生協および府県連合会が不安定・未確立であったことと、日本協同組合同盟や厚生省などへの結集も不十分で実態調査活動が完全であったと確認できないことなどから、充分に行うことが困難な状態にある。まして出資金や供給高は戦後の激しいインフレーションなどから厳密な対比は難しい。そこでここでは当時の生協組合数と組合員数の概況だけを見ておくことにしたい。

日本生活協同組合連合会が1964年10月に刊行した『現代日本生活協同組合運動史』の43～44ページによると1947年5月には約6500の組合数と約2973千人の組合員数があったとされ、85～86ページによると1947年3月には生協連合会設置府県は32あり同年9月末の日本協同組合同盟調の第10表では、22府県に27連合会（東京・岐阜・京都には複数の連合会があった）があり所属組合数は4581となっていた。同書の巻末付録の第3表には、『生活協同組合』第7巻1号の中川昭雄稿によるという1947年5月の調査組合数は2703（うち産

業組合法認可組合は714)で組合員数は273万人という数値と、『日本協同組合新聞』第97号によるという1949年8月末の調査組合数(生協法による組合のみ)は545で組合員数は67万人という数値とが記されている。『日本生活協同組合連合会25年史』の659ページの「資料編」の「Ⅹ 生協・日本生協連基礎統計」によると、やはり『生活協同組合』7巻1号によるとしながらも、1947年5月の生協数(調査数)は2703で組合員数は2730千人という数値と1950年12月末の生協数(調査数)は1106で組合員数は2210千人とが記されていたのである。

このような数値からだけでは結論的な表現は避けなければならないであろう。がしかし、戦後直後から1947年にかけて雨後の筍のように全国各地で設立されていった数多くの生活協同組合が、不充分で問題が多かったとはいえようやく根拠・基準として獲得した消費生活協同組合法が成立した前後の時期には、厳しい政治的・経済的・社会的変動のなかで解散・休眠状態に追い込まれ、戦後日本の生協運動は本格的な成長期の初期においてはやくも苦難と後退を余儀なくされてしまったことは間違いない。

こうした情勢の下でも、戦前からの比較的長い運動の蓄積や民主主義的な運動基盤を伴っていた地域や職場などでは着実な生協運動が展開されたことであろうし、1949年の岡山県における労働金庫設立運動に見られるように新たな積極的展開を求める方向なども見られるのであるが、それは今後より本格的な調査分析作業をしてからのこととして、本稿はこの辺りでむすびとしておきたい。

(1998年9月30日)